

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案  
規制の名称：特定家庭用機器再商品化法の対象品目の追加  
規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：経済産業省商務情報政策局情報産業課  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室  
評価実施時期：令和5年10月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

特定家庭用機器等再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）は、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を目的として、「特定家庭用機器」として政令で定める家電製品について、小売業者や製造業者等に対し、排出された家電製品の引取りや再商品化（リサイクル）等の義務を課すものである。

改正案は、有機 EL テレビを特定家庭用機器に追加するものである。

2017年以降、新たな発光技術を採用した有機 EL テレビが、本格的に製品として供給され始め、薄型テレビ全体に占める出荷の割合が年々増加しており、2018年度時点で3.8%だったものが、2022年度時点で13%（約63万台）まで上昇している。そのため、今後、使用済みとなり廃棄物として排出される有機 EL テレビの台数が一定の規模になることが予想されている。有機 EL テレビを特定家庭用機器に追加しない場合は、家庭から排出される一般廃棄物として基本的に市町村が収集・処分を行うこととなるが、有機 EL テレビは製品重量が重く硬い部品を含むなど、市区町村の粗大ゴミ施設では適切な処理が困難であり、今後排出量の増加が見込まれる中で有機 EL テレビの処理方法が課題となる。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### [課題及びその原因]

2017年以降、有機ELテレビが本格的に製品として供給され始め、薄型テレビ全体に占める出荷の割合が年々増加しており、2018年度時点で3.8%だったものが、2022年度時点で13%（約63万台）まで上昇している。そのため、今後、使用済となり廃棄物として排出される有機ELテレビの台数が一定の規模になることが予想されている。

#### [規制以外の政策手段の内容]

有機ELテレビを特定家庭用機器に追加しない場合は、家庭から排出される一般廃棄物として基本的に市町村が収集・処分を行うこととなるが、有機ELテレビは製品重量が重く硬い部品を含むなど、市区町村の粗大ゴミ施設では適切な処理が困難であり、今後排出量の増加が見込まれる中で有機ELテレビの処理方法が課題となる。

また、現在、特定家庭用機器とされている液晶式・プラズマ式のテレビと、今回追加する有機ELテレビは、素材構成や外見上の特徴もほぼ相違がなく、同一の目的をもって代替的に需要される製品である。他方で、液晶式・プラズマ式テレビが家電リサイクル法の対象である一方、有機ELテレビが対象になっていない現状は、特定家庭用機器の引取義務のある小売業者と消費者双方にとって分かりにくい状況である。具体的には、ある消費者が、液晶式テレビに代えて（特定家庭用機器ではない）有機ELテレビを購入する場合、有機ELテレビを販売する小売業者に対して引取義務は発生しない（家電リサイクル法第9条第2号の「特定家庭用機器の販売に際し」に該当しないため）。そのため、消費者は、当該液晶式テレビを過去に小売販売した小売業者に対して別途引取りを求めなければ（同条第1号）、引き取ってもらえない。このように、外見や利用目的に違いがないにも関わらず扱いが分かれる現状は、小売業者には都度確認をする手間が発生し、消費者には買換えの際の家電の引取りが可能か不透明な状況につながっており、法の目的である「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用」が毀損される懸念もある。

#### [規制の内容]

特定家庭用機器に有機ELテレビを追加することで、小売業者や製造業者等に対し、排出された家電製品の引取りや再商品化等の義務を課す。

#### [デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト]

排出家電を適正に処理し、資源を有効に活用するためには、対面での排出家電の引取りが不可欠であることから、現行のとおりとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

これまでの有機 EL テレビの出荷台数は、2021 年、2022 年の 2 年間は横ばいで推移し、約 63 万台となっている（※1）。国税庁による減価償却資産の耐用年数表において「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」が 5 年であるため、5 年後に販売台数の全てが廃出家電となると仮定すると、2026 年、2027 年に約 63 万台が排出されることとなり、これらの排出にかかる費用が発生する。

現行制度において排出されるテレビのうち、家電リサイクル制度において回収されている家電の割合（回収率）は 2019 年時点で 73% であることから、その割合を準用すると、2026 年、2027 年には約 46 万台が製造業者等や小売業者が家電リサイクル制度により再商品化等を行うこととなる見込みである。

（※1）一般社団法人電機情報技術産業協会 民生用電子機器国内出荷統計

#### [遵守費用]

##### ① 製造業者等の負担

これまで、有機 EL テレビを処分する場合には、地方自治体等が粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。

製造業者等が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加品目に係る排家電の引取費用や輸送費、再商品化等の実施費用や最終的に再商品化等ができなかった残余物の埋立処分費用が発生するが、既に特定家庭用機器として有機 EL テレビの類似製品である液晶式テレビやプラズマ式テレビの引取や再商品化等を実施するための既存設備を活用できるため、追加負担は限定的である見込みである。なお、製造業者等が整備しているリサイクルプラントの規模等によって引取りや再商品化を行う台数等の条件が大きく異なることから、追加負担についての定量的な推計は困難である。

また、品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設や、小売業者と製造業者等の間で排家電を引き渡す場所である「指定引取場所」の増設等を行う場合の認定（家電リサイクル法第 23 条、第 24 条）が考えられる。本認定は、実務の負担軽減から、通常、月に 1 回まとめて申請を受け付けているものであり、仮に毎月申請が生じた場合は、各社において 1 人の担当者が 1 回の申請書作成に要する時間を 1 時間、単価を約 2,975 円 (5,084 千円 (※1)) ÷ 1,709 時間 (※2)) と仮定すると、1 社当たり、12 回 × 2,975 円 × 1 人 × 1 時間 = 35,698 円と定量化される。

(※1) (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和3年 (概要)) の平均給与額 (正規、年間))

(※2) (労働統計要覧 (厚生労働省、令和3年、事業所規模30人以上) の実労働時間数)

## ② 小売業者の負担

特定家庭用機器に有機 EL テレビが追加されることから、排出者からの引取り・製造業者等への引渡しを行う際、回収・管理・保管や輸送における追加の負担が発生するが、有機 EL テレビについてはそもそも消費者が新製品を購入する際に配送する割合も高く、下取慣行を活用した円滑な引取りが可能なことから、新たに取り扱うこととなる台数が既存品目の引取り・引渡しのための保管場所や輸送車両の活用が可能な範囲であれば、追加負担は限定的であると考えられる。なお、地域や小売店舗の規模によって引取り・引渡しを行う台数や輸送等の条件が大きく異なることから、追加負担に関する定量的な推計は困難である。

## ③ 国民 (消費者)・社会の負担

現状、消費者が粗大ゴミとして有機 EL テレビを処分する際には、市町村に料金等を支払っているが、今後、家電リサイクル法に基づき製造業者等が小売業者等を通じて排出家電を引き取るため、処分する際には、製造業者等及び小売業者に対して、それぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになる。

現状、市町村に対して支払っている粗大ごみ料金は各市町村でそれぞれ異なっていること、再商品化等料金・収集運搬料金は、公布後、施行までの間に各製造業者等及び小売業者が検討の上、決定することとなっているほか現状の既存品目においても業者ごとに金額に開きがあることから、負担の増減の程度について推計することは困難である。

また、品目追加によって製造業者等に大きな設備投資等の負担が発生した場合、その費用について、間接的な影響として、将来的に再商品化等料金に転嫁される可能性も考えられるが、家電リサイクル法の施行以降、既存品目においては、製造業者等の努力により料金低減が図られてきていることを踏まえると、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定し難い。

### [行政費用]

#### ・ 市町村の負担

これまで粗大ゴミとして市町村で処理していたものが、対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それらの処理に要していた費用 (収集運搬や埋立てを含めた処理に必要な費用) が減少する。

#### ・ 国 (経済産業省、環境省) の負担

品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設や、小売業者と製造業者等の間で排出家電を引き渡す場所である「指定引取場所」の増設等を行う場合の認定 (家電リサイクル法第23条、第24条) が考えられる。本認定は、実務の負担軽減から、通常、月に1回まとめて

申請を受け付けているものであり、仮に毎月申請が生じた場合は、1人の担当者が1回の確認に要する時間を1時間、単価を約2,975円(5,084千円(※1))÷1,709時間(※2))と仮定すると、1機関当たり、12回×2,975円×1人×1時間=35,698円と定量化される。

(※1) (民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年(概要))の平均給与額(正規、年間))

(※2) (労働統計要覧(厚生労働省、令和3年、事業所規模30人以上)の実労働時間数)

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため、該当せず。

### 3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

表のとおり、有機ELテレビに含まれる有価物のうち、約46%が再商品化(リサイクル)可能となる見込みである。製造業者等は、対象品目の追加に伴い増加する回収された資源の売却益の増加や自社で再利用することで外部から購入する量を節約することといった便益が発生する。

有機ELテレビの素材別構成比と再商品化率(試算)

有価物	質量(g)	構成比	回収率	再商品化率
鉄鋼	8,420	29.5%	95%	28.0%
銅及び銅合金	164	0.6%	95%	0.5%
アルミ及びアルミ合金	906	3.2%	95%	3.0%
プリント基板	1,636	5.7%	95%	5.4%
プラスチック	3,195	11.2%	76%	8.5%
合計	14,321	50.2%		45.5%

(出典) 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑤ に記載のある製造業者が得られる便益については、個社の機密情報を含むことから、定量的な分析は困難である。

また、消費者から排出家電を引き取るに当たり、小売業者が、排出家電が家電リサイクル法の対象外である有機 EL テレビであるか、同法の対象となっている液晶・プラズマテレビであるかの識別を行う手間や、テレビの種別を誤って認識していた場合の訂正作業等の手間が解消される。

（削減される費用）

テレビの種別の確認時間×従業員の人件費  
＝約 81,000 時間（※1） × 約 2,975 円（※2）  
＝約 240,975,000 円

（※1） 液晶テレビ・プラズマテレビであるか、有機 EL テレビであるかどうかを判別するために 1 台の製品の型番の確認に要する時間を 1 分とする。また、2022 年において国内に出荷された薄型テレビ（液晶・プラズマ・有機 EL テレビ含む）全てが買い換えによる購入（既に所有していた薄型テレビが排出家電として排出された場合）と仮定した場合、

約 487 万台×1 分 ＝約 81,000 時間

（一般社団法人電機情報技術産業協会 2022 年 民生用電子機器国内出荷統計）

（※2） 単価を約 2,975 円（5,084 千円（※1））÷1,709 時間（※2）と計算。

（労働統計要覧（厚生労働省、令和 3 年、事業所規模 30 人以上）の実労働時間数）  
民間給与実態統計調査（国税庁、令和 3 年（概要））の平均給与額（正規、年間）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費

用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため、該当せず。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

追加する品目については、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡し義務付けられることから、中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者において、有機 EL テレビに係る扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

改正案では、社会全体として、現行から効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。これまでの家電リサイクル法の執行により構築されてきた既存品目に関する製造業者等による再商品化等のスキームを活用して、今後排出の増加が予想される有機 EL テレビについても再商品化を実施することで、資源の再利用等への取組が一層進むものと考えられる。また、製造業者等に対しては、上述のように、再商品化等により得

られる資源回収量が増加する見込みであることから、それら資源を売却することによる利益の増加や自社での再利用により外部からの購入量の節約に貢献するといった便益が発生するため、改正案は適切かつ合理的なものであると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### [代替案]

有機 EL テレビ以外の家電製品を特定家庭用機器に追加することが考えられる。

### [費用・効果]

有機 EL テレビ以外の家電製品については、現状、既存品目と構造上の類似性がなく、既存の処理ラインを利用した処理を想定できないため、処理ラインを新設する等の費用が発生し、非効率な回収・リサイクル体制構築のコストを製造業者等に追わせる可能性があることから、本改正の内容が妥当である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合第 41 回会合において、有機 EL テレビを品目に追加した場合の再商品化率の試算を行った（⑤参照）。



## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合による「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（令和 4 年 6 月）において、「少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップすることが適当である」とされていることから、当該合同会合における毎年のフォローアップの機会にあわせ、本政令施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

有機 EL テレビの出荷台数及び回収台数、再商品化実績（再商品化率や素材別の再商品化実績量）